

虐待防止委員会兼身体拘束等適正化検討委員会設置要領

- 1 特定非営利活動法人難病障がい児者を支えるみなのか（以下「NPO」という。）障害福祉サービス事業に係る虐待防止・身体拘束マニュアルに基づき、虐待防止委員会兼身体拘束等適正化検討委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。
- 2 本委員会は、NPO の代表と各施設の施設長で構成する。
- 3 本委員会は、以下のことを行う。
 - ①虐待防止等のための計画づくり
 - ②虐待防止等のための職員への研修
 - ③虐待等発生後の検証と再発防止策の検討
- 4 虐待防止等の責任者は、各施設のサービス管理責任者および児童発達支援管理責任者とする。

この要領は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。